

議案第55号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部障害福祉課

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことに伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準により、指定障害福祉サービスの事業等の食事提供に関する要件として「栄養士」を配置することを求めていたところ、今般、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう基準の改正が行われることから、同様の内容を規定している市の条例を改正する。

2 改正内容

市条例において、指定障害福祉サービス事業所に配置するべき職員のうち、「**栄養士**」について、**栄養士免許を有さない管理栄養士によっても要件を満たせるよう、「栄養士又は管理栄養士」に改正しようとするもの。**

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

3 改正部分の抜粋

現行	改正後
(食事)	(食事)
第89条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	第89条 (略)
2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	2及び3 (略)
3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。	
4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

4 施行期日 令和7年4月1日